

3 都市計画区域

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を言い、滋賀県ではその規模を、一つの市町の区域にとらわれず、複数の市町にわたる広域な区域を都市計画区域としています。

彦根市については、彦根市の全部、長浜市の一部、米原市の一部および多賀町の一部の3市1町で構成する「彦根長浜都市計画区域」に属しており、全区域面積約18,456haのうち本市の区域面積は、行政区画から琵琶湖を除く約9,828ha（約53%）となっています。

彦根長浜都市計画区域



滋賀県HPより

